

**箕面市まちづくり理念条例** (H9.4.1 施行)

**箕面市市民参加条例** (H9.4.1 施行)

**箕面市非営利公益市民活動促進条例** (H11.10.1 施行)

各条例の位置付け

全般的に理念的な内容

箕面市まちづくり理念条例

- ・ 市全体と各分野におけるまちづくりの理念を規定
- ・ 市民主体のまちづくりと、福祉や文化など各分野のまちづくりにわかれている。

箕面市市民参加条例

- ・ 市民参加の定義、基本理念を規定
- ・ 手法は「会議公開」「委員の市民公募」「市民投票」を取り上げているが、具体的な内容は別に定めている。

箕面市非営利公益市民活動促進条例

- ・ 市民活動を促進する条例
- ・ いわゆる「支援」については別に定めることとなっている。
- ・ 手法としては、「公共サービスにおける参入機会の提供」とそれに伴う登録制度、「意見等の提出」、「促進委員会の設置」が挙げられているが具体的な内容は別に定めている。

イメージ図

